

京都醍醐センター株式会社  
代表取締役 市村 延之 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成19年1月31日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
パセオ・ダイゴロー西館  
京都市伏見区醍醐高畑町30-1

- 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成17年 経済産業省告示第85号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，本変更計画の実施により，周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

- 3 附帯意見

今後は，駐車場の利用状況に応じ，必要な台数確保に努めることが望まれます。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設は、都市計画法上の商業地域に立地している。

周辺の状況は、北側は道路を隔てて市営住宅及び駐車場，東側は京都外環状線を隔てて商業施設，西側は道路を隔てて駐車場及び公園，南側には道路を隔てて住宅及び病院が立地している。

### 2 説明会の状況

説明会については、隔地駐車場の周辺に対して説明ビラや看板設置等による変更の周知を行ったことや、これまでの隔地駐車場及び店舗敷地内駐車場の利用状況から、周辺環境に与える影響が少ないと判断し、京都市大規模小売店舗立地法施行細則第3条第1項の規定に基づき、説明会開催不要認定を行ったため開催していない。

ただし、当該商業施設において届出内容の概要を4箇月間掲示した。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定による意見書の提出はなかった。

### 4 市の見解

今回の変更は、契約解除による隔地駐車場の廃止に伴い、駐車場の位置及び収容台数（減）、駐車場の出入口の位置及び数の変更が生じたものである。

隔地駐車場の契約解除により、既に駐車場は店舗敷地内のみとなっているが、その後、報告のあった利用状況からも、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられ、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断される。

今後は、駐車場の利用状況に応じ、必要な台数確保に努めることが望まれる。